

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	田原市 23231
地域名 (地域内農業集落名)	田原 (吉胡、浦、波瀬、片浜、白谷、四番組、大久保、 加治、衣笠、八軒家、藤七原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	609.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	609.9 ha
② 田の面積	242.04 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	342.93 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	106.12 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	102.79 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	207.63 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	60.97 ha
(備考)・遊休農地面積74.5ha(うち1号遊休農地74.5ha)・⑤は田原市内で引き受ける意向のある全ての農地面積の合計・75歳以上の農業者の農地面積は推計値	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地域は、旧田原町の概ね中心に位置している。 童浦地区は、田原湾沿岸の干拓水田地区と笠山に至る低い畑作台地からなり、農業生産基盤整備事業はほぼ完了し、吉胡を中心とした農業構造改善事業による畜産団地、園芸団地の整備も完了している。 中心市街地に位置する田原中部地区は、汐川沿いの一部において干拓水田地区が広がる。 衣笠地区、大久保地区は、中心市街地の南西部にあたり、農用地は概ね平坦である。兼業農家が非常に多い地区ではあるが、従来、洋菜類の指向農家が多く、有機的農業も含めた洋菜主体の主産地であるほか、柑橘類を中心とした果樹栽培が行われている。なお、大久保地区は、県営ほ場整備事業(大久保西部地区)により区画整理を実施している。 市街化の進展も進み、区画整理事業等市街地の拡大による農と住の混住化が進んでいるが、その中において、新規就農者や規模拡大を図る農家もある。今後は、施設園芸等の土地利用型集約農業を指向する専業農家については、施設の点在をさけ、集落外への移転も含めた営農条件の整備や団地化を促進していく。 今後は、整備された施設の適切な維持・更新を図るとともに、離農などによって耕作しなくなった農地の利用集積・集約化を図り、荒廃農地の発生を抑制するとともに、解消・有効利用を推進し、農用地を良好な状態で維持・保全していく。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・観光業や商工業との連携による農産物の6次化やブランド化の推進、魅力的な農業イベント等の開催により、市街地に近いという利点を活かした地域の魅力向上を図る。

・徹底した経営改善や戦略的な生産管理により生産性の向上を図り、魅力的な農業経営の実現により後継者や新規就農者の確保を目指す。

・慣行栽培エリアと有機農業エリアなど、栽培方法に応じたエリア分けで集積・集約を進め、多様な栽培方法を共存させることで狭小農地の維持を図る。

・耕作放棄地を活用したイベントや試験栽培の実施により、有害鳥獣被害を防止する。

・田原湾沿岸の干拓水田地区と笠山に至る低い畑作台地で栽培するキク等の花きは、新品種や低コスト化技術の導入を図るとともに、施設内の温度や湿度、二酸化炭素濃度を制御する環境制御装置の導入を推進し、高品質化による付加価値を高める。

・兼業農家の洋菜類栽培農家が多い田原地区については、有機的農業も含めた洋菜主体の主産地として農地の高度利用を図り、スプロール化の防止と農用地の集団的保全に努める。

・イチゴなどの施設野菜については、養液栽培装置や光合成を促進する二酸化炭素施用装置の導入により、品質向上及び収量の増加を図る。

・畜産についてはエコフィードや飼料用米の利用により飼料自給率の向上や資源の有効利用を図るとともに、畜産クラスター事業を活用して収益性を向上させる取り組みを進める。

・水田作については、主食用米の生産を主体としつつ、大規模農家へ農地の集積・集約化を進め、作業の効率化による経営力強化を図る。また、飼料用米を主な転作作物の一つとして検討する。

・水田や露地野菜については、必要に応じて基盤整備による大区画化を検討し、効率的な営農と優良農地の維持を目指す。

・担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を募り、地域全体で農地を効率的に利用する仕組みの整備を進める。

・規模縮小の意向がある農地を、引き受け耕作する意向がある経営体へ早期にマッチングし、分散する農地の集積・集約化を推進するとともに、後継者不在の農地の継続的な利用に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を推進する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	50.2	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、20箇所、平均13a(令和6年度時点)団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に営農類型の特性や農業者の意向を踏まえた集積・集約化を進め、遊休化を抑制する。また、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを活用した団地面積の拡大を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

遊休農地や後継者不在の農地について、農地バンクを活用しながら段階的に集積・集約を進める。その際、農地利用最適化推進委員と調整し、担い手の経営意向と所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

農地の集団利用や大型機械導入による生産性の高い経営展開が可能となるよう、段階的な整備事業を計画する。【ほ場の大区画化】必要に応じて、地域の営農方針に合致した大きさへ再整備する。また、畑地化の促進及び水田と畑地を分けた団地化を目指す。【農道整備】荷傷み防止のための舗装、大型機械対応のための幅員確保を図る。【用排水路】老朽化施設の再整備、未整備農地への水手当検討、排水不良地の解消を目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

多様な経営体や補助労働が可能な農業従事者を地域内外から募り、担い手と多様な経営体等がともにメリットを享受できるよう連携を図る。就農希望者については営農支援センターを核に、県、市及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目ない育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業受託・経営受託を活用し、耕起、代かき、田植え、収穫、脱穀及び防除作業等の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☒	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①侵入防止柵や檻の設置等、鳥獣被害対策を推進するほか、地域内で捕獲人材の育成に取り組む。
 ②有機質肥料による土づくりの支援や農薬の適正使用など、環境保全型農業の推進により持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。また、大区画化できない農地での有機栽培の取組を検討する。
 ③ICTを活用した高度な環境制御技術やスマート農業機器の導入を推進し、農産物の品質向上や作業の省力化を図ると同時に、情報化に対応した農業者の育成に取り組む。
 ④遊休化している水田を畑地化し、高収益作物への転換を推進する。また、海外からの引き合いが強い作物の栽培に取り組み、経営安定を図る。
 ⑤果樹栽培は、省力機械の導入や低樹高仕立ての推進により省力化を徹底する。また、計画的な改植や消費者ニーズに合致した優良品種への転換等により、高品質果樹の安定生産を推進する。
 ⑥遊休農地を活用し、ナタネ等の資源作物の栽培を検討する。
 ⑦農地の多面的機能が十分に発揮できるよう、定期的な道路・水路等の草刈り、浚渫、補修、長寿命化に取り組む。
 ⑧農業用施設の集約を進めるため、老朽化した既存施設の再整備や後継者不在の施設の活用を図る。また、担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、他地域と共同利用できる出荷・調製施設の整備を検討する。
 ⑨飼料作物を地域内の畜産農家に供給する、家畜排せつ由来堆肥を有機農業に取り組む生産者などに供給するなど、耕畜連携による輸入飼料依存度の軽減や高品質堆肥の生産・供給体制の確立を推進する。
 ⑩他産業と比較し遜色ない所得を確保しうするため、戦略を持って生産・販売に取り組む経営体の育成を推進し、女性や若者にとって魅力的な農業経営の実現を支援する。また、農業研修・インターンシップの地域農家による受入や、教育機関と連携した生徒・学生への農業体験などを推進すると共に、多様な人材が農業へ興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、生産者との交流の場や農業体験の仕組みを整備する。その他、水田の転作ローテーション(転作奨励金の活用)について地域内で検討を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	215経営体		181.4 ha	0 ha		181.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。